

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」 小規模多機能型居宅介護事業所“日滝の家”利用約款

(約款の目的)

第1条 小規模多機能型居宅介護事業所“日滝の家”（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者の有する能力に応じて、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供します。一方、利用者及び利用者の身元引受人（連帯保証人）は、当施設に対し、その介護サービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が小規模多機能型居宅介護事業所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人（連帯保証人）に変更があった場合、又は、本約款「別紙1」及び「別紙2」の改正がされた場合は、新たに同意を得ることとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、当施設に対し、登録解除の意思表示をすることにより、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

(当施設からのサービス提供停止・契約解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人（連帯保証人）に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づくサービス利用の提供を停止することができます。

但し、第5条に定めた利用料金支払い義務については存続します。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- (2) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護サービスの提供を超えると判断された場合。
- (3) 利用者及び身元引受人（連帯保証人）が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- (4) 利用者及び身元引受人（連帯保証人）、利用者の関係者等が、当施設の職員又は他の利用者等に対する暴力行為等、並びに利用継続が困難となる程度の恫喝、誹謗中傷による人格否定、故意な支援拒否等、背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- (5) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

- 第5条 利用者は、当施設に対し、本約款に基づく介護サービスの対価として「別紙 2」の利用単価ごとに計算された利用料金を支払う義務があります。但し、市町村が利用者の経済状態等の事由により減免該当者と認定した場合は、上記利用料金を減額変更することがあります。
- 2 当施設は、利用料金の合計額を毎月 10 日までに請求します。利用者は、当施設に対し、その月の 27 日までに支払うものとします。
 - 3 当施設は、利用者から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは所定の領収書を発行します。
 - 4 身元引受人（連帯保証人）は、利用者と連帯して、本約款から生じる利用者の債務を負担するものとします。
 - 5 前項の負担の極度額は、150 万円とします。
 - 6 身元引受人（連帯保証人）が負担する債務の元本は、利用者または身元引受人（連帯保証人）が死亡したときに、確定するものとします。
 - 7 身元引受人（連帯保証人）の請求があったときは、当施設は身元引受人（連帯保証人）に対して、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務額等に関する情報を提供します。

(記 録)

- 第6条 当施設は、利用者の介護サービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、2 年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、複写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人（連帯保証人）その他の者（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限りこれに応じません。但し、複写に係る経費について、施設は利用者に対して実費相当額を請求出来るものとします。

(身体の拘束等)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷や他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合、医師の指示を受けた看護職員が、その状態及び時間やその際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録又は看護録に記載することとし、同時に利用者若しくは身元引受人（連帯保証人）に同意を得ます。

(個人情報について)

- 第8条 当施設とその職員は、個人情報については、「別紙 3」須坂やすらぎの園個人情報保護方針と個人情報の利用目的に基づいて対応します。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設管理者の判断により受診が必要と認める場合、身元引受人（連帯保証人）の同意を得た上で、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者及び身元引受人（連帯保証人）が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申し出)

第10条 利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、当施設が提供する介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当相談員に申し出ることができ、又は備え付けの用紙や管理者宛ての文書で、玄関入り口に設置する「ご意見箱」に投函して申し出る事ができます。また、市町村（保険者：須坂市高齢者福祉課 026-248-9020 小布施町高齢者福祉係 026-214-9108 高山村保健福祉総合センター 026-242-1200）や長野県国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情窓口 026-238-1580）へも申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 施設介護サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、その過失割合に応じ、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、その過失割合に応じ、連帯し、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人（連帯保証人）と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

〔重要事項説明書〕

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」 小規模多機能型居宅介護事業所“日滝の家”について

【介護保険証の確認】

ご利用申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

【小規模多機能型居宅介護事業所“日滝の家”の概要】

小規模多機能型居宅介護事業所“日滝の家”でのサービスは、当施設の計画作成担当者が作成した「居宅サービス計画書（ケアプラン）」に基づき、どのような介護サービスを提供すれば家庭における生活が継続できるかという目的で提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・身元引受人（連帯保証人）の希望を十分に取り入れ、併せて計画の内容については同意を戴くようになります。

- 生活サービス
明るく家庭的な雰囲気のもとで、潤いのある生活をしていただけるよう、常に利用者の立場になって運営しています。
- 食 事
朝食は午前 7 時から午前 8 時頃、昼食は午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分頃、夕食は午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分頃。原則的に食堂（多目的ホール）で、お食事をとっていただきます。
- 入 浴 ご本人及び身元引受人（連帯保証人）のご希望により、入浴を行います。
- 送 迎 ご希望があれば、毎回ご自宅まで送迎を行います。
- 宿泊室 8 部屋（全室個室）

【他機関・施設との連携】

- 協力医療機関への受診
利用者の状態が急変した場合には、原則的には、身元引受人（連帯保証人）により利用者の、掛かりつけ医へ受診していただきます。尚、緊急時や御家庭の事情等で受診できない場合には、施設管理者の判断で、協力病院や最寄りの診療所、もしくは歯科診療所に受診していただく場合があります。その際は、利用者のケース台帳に記録いたします。
- 他施設の紹介
当施設での対応が困難な状態や、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の施設・機関を紹介しますので、ご安心ください。
- 緊急時の連絡先
緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

- 相談、苦情

利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、当施設が提供する介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当相談員に申し出ることができ、又は市町村（保険者：須坂市高齢者福祉課 026-248-9020 小布施町高齢者福祉係 026-214-9108 高山村保健福祉総合センター 026-242-1200）や長野県国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情窓口 026-238-1580）へも申し出ることができます。

当施設には支援相談の専門員として相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。また、要望や苦情なども、相談員等にお寄せ戴ければ速やかに対応致します。

その他、玄関入り口に備えつけの「ご意見箱」をご利用ください。

（担当相談員：塩野谷明美 電話 026-214-5571）

- 第三者評価の受審状況について

第三者機関での受審は行っていないが、毎年運営推進会議の中で「サービス評価」を受けています。

- 事故対応

利用者事故が生じた際には、速やかに受診対応等適切な処置を図ると共に、身元引受人（連帯保証人）が指定した緊急連絡先に連絡をします。

また、事故原因を究明し、事故防止策を講じて再発防止に努めております。

※以上の内容については、今後改定されることがあります。

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」 小規模多機能型居宅介護事業所“日滝の家”のご利用案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- 施設名 小規模多機能型居宅介護事業所 “日滝の家”
- 施設種別 小規模多機能型居宅介護事業所
- 開設年月日 平成 24 年 4 月 1 日
- 所在地 長野県須坂市大字日滝字寺窪 2923-1
- 電話番号 026-214-5571
- FAX 番号 026-214-5572
- 管理者名 在宅事業部長 田尻 一恵
- 指定番号 須坂市指定 209070044

(2) 施設の目的と運営方針

【目的】

当施設は、看護や介護、レクリエーション及び、入浴、給食、日常動作訓練等の各種介護サービスを提供することで、利用者の能力に応じた潤いのある日常生活を営むことができるよう職員が一丸になって支援します。

加えて、当施設の利用や介護相談に応じることで、利用者の家族の介護による身体的及び精神的負担の軽減を図り、安心して在宅での生活を継続することができるように支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【運営方針】

超高齢化社会を迎えつつある中、豊かでやすらぎのある福祉社会の構築に向けて、地域住民の要望に対応した高齢者の為の総合的な高齢者福祉施設を設立しました。その中の小規模多機能型居宅介護事業所“日滝の家”は、介護を要しながらも在宅での生活を希望しているお年寄りを専門に支援する施設です。

併設する特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）やショートステイ（短期入所生活介護）、老人保健施設（介護老人保健施設）、デイケアセンター（通所リハビリテーション）、地域包括支援センター、デイサービスセンター（通所介護）等とは 常時、緊密な連携がとれ、総合的な老人福祉、保健対策の基幹施設として運営を行っています。

(3) 施設の職員体制

単位：人

職 名	常 勤	非 常 勤
総合施設長	1（兼務）	
管理者	1（兼務）	
計画作成担当者	1（兼務）	
看護職員	1以上	
介護職員	6以上	3以上
管理栄養士	1（兼務）	
調理員	1以上（兼務）	

※職員配置、日中は7~8名、夜間は夜勤者1名で対応。

(4) 定 員 登録定員 29名から要支援者を除いた数
(通いサービス1日 18名、宿泊サービス1泊 8名)

(5) 宿 泊 室 8部屋（全室個室）

(6) 営業時間

通いサービス：通常 午前8時30分から午後5時30分まで

延長 午前7時30分から午前8時30分

午後5時30分から午後7時（自家送の利用者に限定）

宿泊サービス：午後5時から翌朝午前9時まで

訪問サービス：ケアプランに基づき、随時対応

2. サービス内容

- (1) 居宅介護サービス計画の立案と実施
- (2) 食事 ※ご自分で食事がとれない人には食事介助サービスをします。
- (3) 入浴 ※利用者の状態に応じて清拭になる場合もあります
- (4) 各種生活行事
- (5) 健康管理
- (6) 看護
- (7) 介護
- (8) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- (9) 相談援助サービス
- (10) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (11) 行政手続相談
- (12) その他

※ これらのサービスの中には、利用者から基本料金とは別に利用料金を戴くものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金（介護保険負担割合 1 割）

- ① 介護保険適用施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。又送迎代も含まれます。以下は 1 ヶ月当たりの自己負担分です）

要介護 1	10,458 円
要介護 2	15,370 円
要介護 3	22,359 円
要介護 4	24,677 円
要介護 5	27,209 円

(2) 各種加算

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 初期加算（※1） | 30 円/月 |
| ② 看護職員配置加算（Ⅰ） | 900 円/月 |
| ③ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） | 1,200 円/月 |
| ④ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 750 円/月 |
| ⑤ 認知症加算（Ⅲ）（※2） | 760 円/月 |
| 認知症加算（Ⅳ）（※3） | 460 円/月 |
| ⑥ 訪問体制強化加算 | 1,000 円/月 |
| ⑦ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（※4） | 14.9% |
| ⑧ 若年性認知症利用者受入加算（※5） | 800 円/月 |
| ⑨ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）（※6） | 200 円/月 |
| ⑩ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200 円/日 |
| ⑪ 科学的介護推進体制加算 | 40 円/月 |

(注) 上記利用料金は介護保険負担割合 1 割対象者です。それ以外の方は介護保険負担割合に応じた額になります。

※1 登録した日から 30 日間は、加算されます。

※2 日常生活に支障をきたすおそれのある症状、または、行動が認められることから介護を必要とするご利用者（日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）の場合に加算されます。

※3 要介護 2 であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅱ）の場合に加算されます。

※4 基本料金及び加算料金の合計の 14.9%が介護職員等処遇改善加算Ⅰとして介護保険適用利用料に上乗せされます。

※5 65 歳未満の方で、医師の意見書が必要となります。

※6 利用者に対して、医師、理学療法士、作業療法士が居宅を訪問する際に、介護支援専門員が同行し、身体状況等の評価を共同して行う場合加算されます。

(3) その他の料金

① 食費 朝食：365円 昼食：640円 夕食：636円

② 宿泊費 1泊：2,960円

③ 紙おむつ等使用料（1枚当たり）

パンツタイプ 190円

紙おむつ 160円

フラットタイプ 70円

尿取りパット 40円

④ 理髪代 2,500円

※日滝の家で理髪を行った際、利用料と一緒に請求いたします。

⑤ 電気器具使用料 1点につき1日10円

（須坂やすらぎの園「電気製品」持ち込み使用基準による）

(4) 利用料のお支払い方法

毎月10日までに、前月利用料金合計額の請求書兼明細を指定の送付先に発行します。お支払いは指定の口座からの引き落としとなります。毎月27日が引き落とし日になりますので、それまでに口座への入金をお願いいたします。なお、残高不足等で引き落としができなかった場合は、現金か指定の口座への振り込みとなります。尚、再引き落としは行いません。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力戴いております。

(1) 協力医療機関 名称 長野県立信州医療センター

住所 須坂市大字須坂 1332

(2) 協力歯科医療機関 名称 須高歯科医師会

5. 非常災害対策

(1) 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災通報装置設置等

(2) 防災訓練 地域合同総合防災訓練（年1回）、各種防災訓練（毎月1回）

(3) 通報訓練（毎日1回）

(4) 非常用自家発電設備

6. 禁止事項

当施設では、多くの利用者に安心して施設生活を送って戴くために、利用者の「営利行為や宗教の勧誘、特定の政治活動等」は禁止します。

その他、利用約款第4条第1項第4号に該当するような行為。

7. その他

当施設についての詳細は「施設パンフレット」または「持ち物案内」を用意してありますのでご覧下さい。

※上記内容については、今後改定されることがあります。

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 25 年 5 月 8 日宿泊定員改正

平成 26 年 4 月 1 日利用料改正

平成 27 年 1 月 1 日宿泊定員改正

平成 27 年 4 月 1 日利用料改正

平成 27 年 8 月 1 日利用料改正

平成 29 年 4 月 1 日利用料改正

平成 30 年 4 月 1 日利用料改正

平成 30 年 12 月 1 日利用料改正

令和元年 10 月 1 日利用料改正

令和元年 10 月 29 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日利用料改正

令和 3 年 11 月 17 日施設の職員体制追加

令和 4 年 10 月 1 日利用料改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 8 月 1 日利用料改正

須坂やすらぎの園個人情報保護方針

はじめに

須坂やすらぎの園（以下、「当施設」と言います。）は、当施設のサービス提供にあたり、ご利用者の生活を直接的あるいは間接的に支援させていただくという特性上、ご利用者からプライバシーに関わる個人情報をご提供いただくことがあります。

ご提供いただいた個人情報は、ご利用者の尊厳に関わる重要な情報であり、万一流出してしまえばご利用者に多大な不利益を与えかねず、また当施設のみならず福祉業界全体に対する社会からの信頼を著しく損ないかねません。

このことから、当施設は、ご利用者が安心して当施設サービスを利用できるよう個人情報を保護するとともに、老人福祉事業に従事する一員として業界全体の信頼感構築に寄与するため、以下のとおり個人情報保護方針を定め、実施いたします。

1. 基本方針

当施設は、ご利用者の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、ご利用者の個人情報の保護を図ります。

2. 個人情報の定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を言います。

「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報だけでなく、個人の身体、病歴、健康状態、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報を含みます。

但し、死亡した個人に関する情報であっても、生存する個人の情報と同等の安全管理に努めます。

3. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際しては、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、ご利用者の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

4. 安全性確保の実践

- (1) 当施設は、個人情報保護の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

個人情報の利用目的

須坂やすらぎの園（以下、「当施設」と言います。）は、「須坂やすらぎの園個人情報保護方針」に基づき、ご利用者の個人情報を収集、利用、提供するにあたっては、下記のとおり利用目的を特定し、目的達成のために必要な最小限の情報のみを収集するとともに、その範囲を超えて利用することはありません。

1. ご利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 当施設内部での利用目的

- ① 当施設がご利用者に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの提供に係る当施設管理運営業務のうち次のもの
 - 入退所等の管理
 - 会計、経理
 - 介護事故、緊急時等の報告
 - 当該ご利用者に対する介護サービスの向上

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設がご利用者に提供する介護サービスのうち次のもの
 - ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - その他の業務委託
 - ご利用者の通院、入退院等に係る医療機関との連携、照会への回答
 - ご家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち次のもの
 - 審査支払機関へのレセプトの提出 ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届け出等
- ④ 須坂やすらぎの園家族会が行う事業等に必要な情報提供

2. 上記以外の利用目的

(1) 当施設内部での利用目的

- ① 当施設管理運営業務のうち次のもの
 - 介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習、ボランティア活動に対する協力
 - 当施設において行われる事例研究等

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関、評価機関等への情報提供

平成 19 年 4 月 1 日
総合福祉施設 須坂やすらぎの園
理事長 大島 順道



総合福祉施設「須坂やすらぎの園」
小規模多機能型居宅介護事業所“日滝の家”利用同意書

社会福祉法人 睦会
総合福祉施設 須坂やすらぎの園
理事長 大島 順道 殿

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」の小規模多機能型居宅介護事業所“日滝の家”を利用するにあたり、小規模多機能型居宅介護事業所“日滝の家”利用約款及び別紙 1、別紙 2、別紙 3 を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解したので同意します。

年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

(印)

【身元引受人（連帯保証人）】

住 所

氏 名

(印)

電話番号

(続柄 勤務先)

勤務先電話番号)

【本約款第 5 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

住 所	
氏 名	(続柄)
電話番号	携帯電話

【本約款第 9 条の緊急時の連絡先】

住 所	
氏 名	(続柄)
電話番号	携帯電話